

石綿濃度測定結果報告書について

千代田区環境政策課公害指導係

電話 03-5211-4254

特定粉じん排出等作業終了後、石綿濃度測定結果報告書を提出してください。

報告書の様式は特に定められておりませんが、裏面を参照に提出をお願いします。なお、裏面の報告書様式は、千代田区のホームページにも掲載しています。

1. 添付書類について

①環境測定事業者による、石綿の濃度測定結果報告書

②測定時の写真

※チェックリスト、点検票、廃棄物処理のマニフェストは不要です。

2. 工程等に変更があった場合の報告について

①当初の届出内容と、実際の工事内容（作業期間、工法、除去面積、特定建築材料の使用箇所、測定箇所等）に変更が生じている場合は、変更内容を報告してください。

②必要に応じて、工程表、図面等を用意し、報告書に添付してください。

※当初の届出内容と、実際の工事内容、期間等が大幅に変更になる場合は、改めて届出書を出していただくなどの対応が必要です。変更の必要が生じた段階で、必ずご連絡、ご相談ください。

3. その他

・石綿濃度測定結果報告書の報告者は、発注者、施行者（元請け）のほか、施行者（元請け）の現場責任者でも差支えありません。

・測定結果の総繊維数濃度（作業中の作業室内を除く）が1本/Lを超えた場合は、原因、講じた対策、対策の結果などを、報告としてまとめ添付してください。

※敷地境界で1本/Lを超えた場合は、石綿を同定していただく必要があります。他の測定箇所でも、漏えいを監視し防止するため、石綿を同定してください。